

# 資 料

## (住民基本台帳ネットワーク システム関連)

平成22年4月5日

総務省

# 目 次

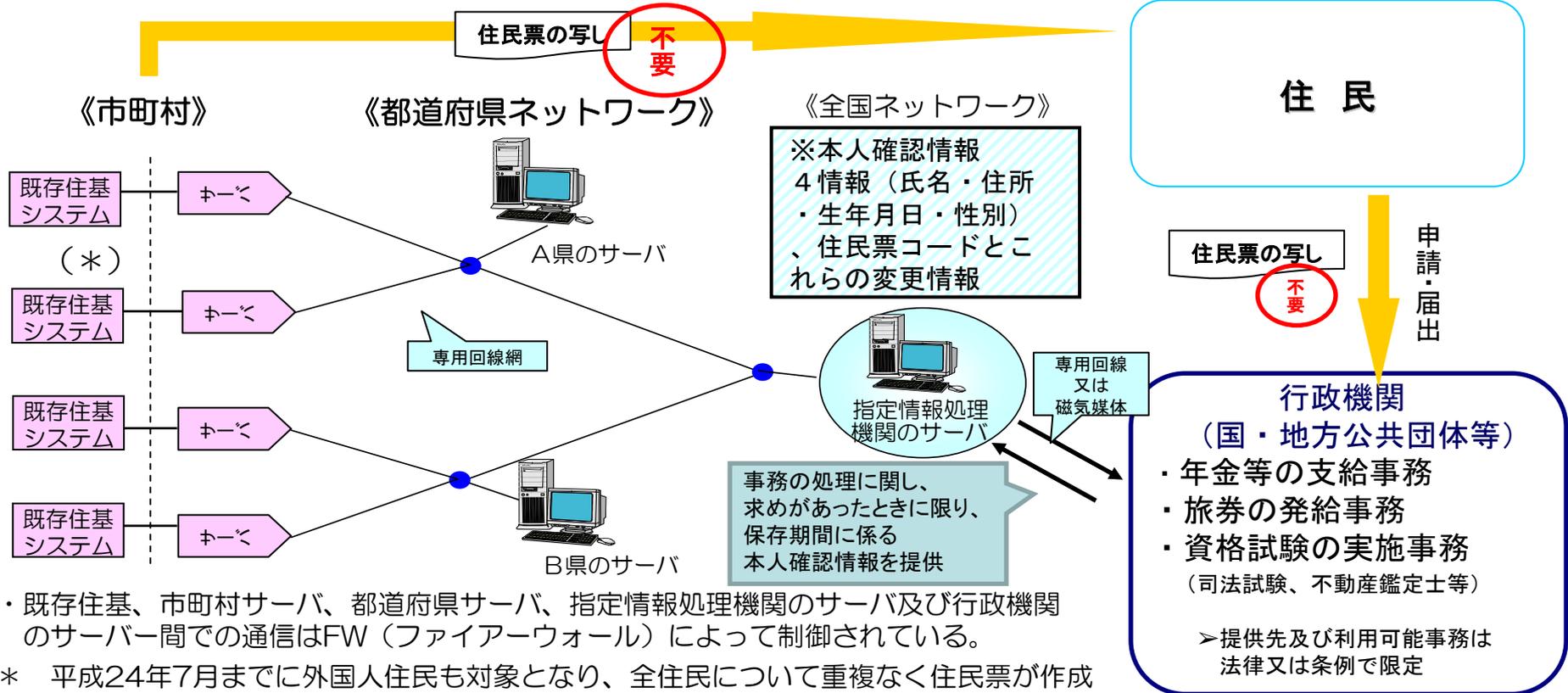
- 住民基本台帳ネットワークシステム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 住民基本台帳ネットワークシステムのこれまでの経緯・・・・・・・・・2
- 住民基本台帳ネットワークシステムの利用状況・・・・・・・・・3
- 住基ネットの個人情報保護・セキュリティ確保のための措置・・・・・・4
- 住民票コードについて・・・・・・・・・5
- 基礎年金番号と住民票コードの関係について(平成23年4月以降のイメージ)・・・・6
- 外国人住民の住民基本台帳への登録・・・・・・・・・7

# 住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票コードを検索キーとして住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムを構築。

- 市町村は都道府県に、都道府県は指定情報処理機関に本人確認情報(※)を送信(住基法第30条の5、第30条の11)
- 本人確認情報の提供先及び利用可能事務は法律又は条例で限定(住基法第30条の7、第30条の8)

➡ 住基ネットは市町村と都道府県が連携して構築しているシステム



・ 既存住基、市町村サーバ、都道府県サーバ、指定情報処理機関のサーバ及び行政機関のサーバー間での通信はFW（ファイアーウォール）によって制御されている。

※ 平成24年7月までに外国人住民も対象となり、全住民について重複なく住民票が作成されることとなる。（当該住民票が作成されてから1年以内に住民票に住民票コードが記載され、住基ネットに外国人住民の本人確認情報が送信される。）

平成11年8月 住民基本台帳ネットワークシステム創設のための改正法を公布

(利用事務)

- ・ 恩給、共済年金の支給
- ・ 建設業法による技術検定の実施 等

平成14年8月 住民基本台帳ネットワークシステムの稼働開始

平成14年12月 行政手続オンライン化法の公布

(利用事務)

- ・ 旅券の発給申請
- ・ 厚生年金、国民年金の裁定請求
- ・ 司法試験の実施 等

平成18年10月 年金の現況確認への利用開始

平成20年3月6日 住民票コード削除請求に係る最高裁判決(住民側の請求棄却)

平成20年7月8日 杉並事件最高裁決定(杉並区の請求棄却)

平成21年1月5日 杉並区住基ネット接続

平成21年2月 住基ネット未接続の国立市長に対する是正要求

平成21年8月 住基ネット未接続の矢祭町長に対する是正要求

＜本年2月現在、札幌の1件のみが係属中。(札幌高裁では本年2月19日に勝訴し、現在原告らが最高裁へ上告中。他の訴訟は全て勝訴で終結)＞

# 住民基本台帳ネットワークシステムの利用状況

国民

転出、死亡  
転入、出生  
等の届出

申請等

~~住民票の写し~~

~~年金等の  
現況届出~~

約460万件省略

約3,600万人分省略

基盤システム

個別の行政分野

年金の支給事務

(対象者の現況確認など)

データマッチングは  
禁止

各種給付の支給事務

(恩給、中国残留邦人等への一時金など)

資格試験の実施事務

(不動産鑑定士、施工管理技士、司法試験など)

各種登録、免許等の申請の受理

(電気通信事業の登録、NPO法人の設立認証など)

住基ネット

氏名  
住所  
生年月日  
性別 } 4情報  
住民票コード  
これらの変更情報

氏名、住所、転出、死亡等  
の情報

情報提供件数

・国の行政機関等 約11,000万件  
・地方公共団体 約 440万件

など

## ■ 保有情報の制限・利用の制限

- 都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は、4情報(氏名・住所・生年月日・性別)、住民票コード及びこれらの変更情報に限定  
【住基法第30条の5】
- 情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を限定(データマッチングの禁止)  
【住基法第30条の34】
- 住民票コードの民間利用を禁止  
【住基法第30条の43】
- 住民票コードはいつでも変更請求が可能  
【住基法第30条の3】

## ■ 外部からの侵入防止

- 専用回線の利用、指定情報処理機関が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御
- 通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信を行う際にはデータを暗号化

## ■ 内部の不正利用の防止

- システム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重(2年以下の懲役または100万円以下の罰金)  
【住基法第30条の17、第30条の31】
- 操作者用ICカードやパスワードにより、操作者を限定
- 追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存

## ■ その他の措置

- 情報を受領する行政機関等の職員等に守秘義務を課し、刑罰を加重(2年以下の懲役または100万円以下の罰金)  
【住基法第30条の35】
- 全市区町村におけるチェックリストによる自己点検とそれに基づく指導、外部の監査法人によるシステム運営監査
- 本人確認情報提供状況の開示を実施  
【住基法第30条の7】

## 住民票コードについて

例: 8 1 3 8 2 9 6 3 7 3 3

無作為に作成

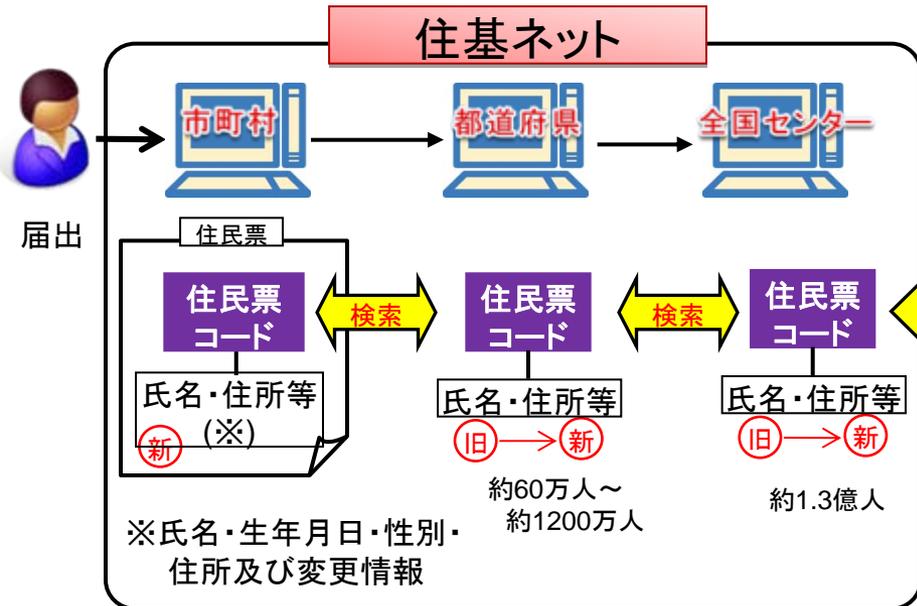
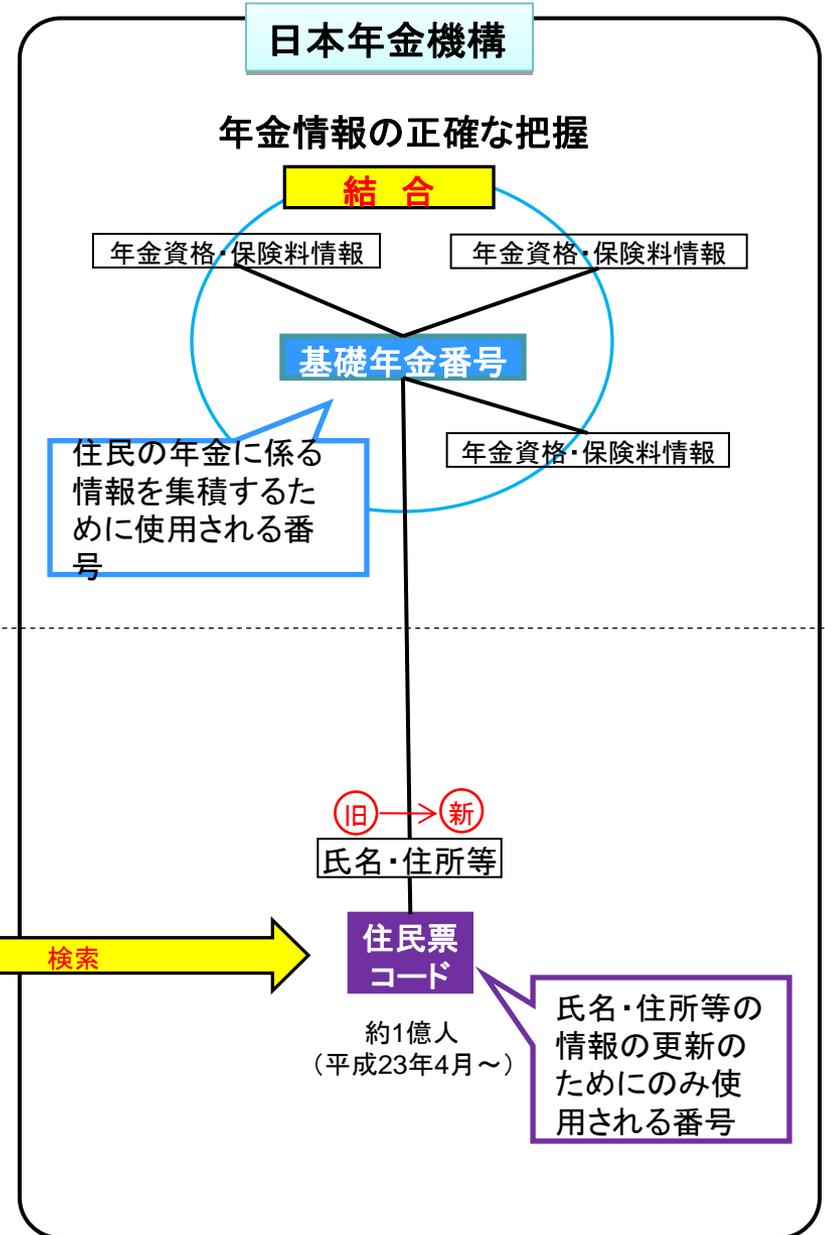
チェックデジット(注)

注 10桁の数字をある計算式に入れて算出した数字であり、入力ミス等の防止が目的。

- ① 住民票コードは、重複しない無作為に作成された10桁の数字及び1桁のチェックデジット(検査数字)で構成される11個の数字の羅列。
  - 簡易・迅速・確実な検索のため、重複しない11個の数字により構成。
  - 個人情報の保護のため、番号は個人の属性と無関係な数字の羅列となっている。
- ② 住民票コードは住民の請求により変更することが可能。
- ③ 住民票コードは氏名・生年月日・性別・住所の4情報を更新するための検索キーとして使用するものであり、各利用機関で有する個人情報は、住民票コードでは管理されていない。
- ④ 住民票コードは住民が日常的に記憶・把握している必要のない、住民票に付された番号である。
- ⑤ 住民票コードについては、法律により以下の利用制限がかけられている。
  - ・ 住民票コードを含めた本人確認情報の提供を受ける行政機関等や利用事務を限定し、目的外利用を禁止 (データマッチングの禁止)
  - ・ 民間利用の禁止 (告知要求制限、データベースの構築の禁止)

# 基礎年金番号と住民票コードの関係について(平成23年4月以降のイメージ)

- 日本年金機構においては、年金情報を正確に把握するため、基礎年金番号により年金個人情報进行管理。
- 住民票コードは、氏名・住所等の情報を日本年金機構に提供する際の検索キーとして利用。



# 外国人住民の住民基本台帳への登録

《平成24年7月までに施行》

